

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の診療情報提供書を A 病院あてに作成するところ、誤って B 病院あてに作成し、郵送した事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者 ID、診療内容、治療計画等

2 事案の経過

○令和 7 年 7 月 7 日(月)

- ・医師が患者の診療情報提供書を作成する際、A 病院あてに作成すべきところ、誤って B 病院あてに作成し、郵送した。

○令和 7 年 7 月 11 日(金)

- ・B 病院から受診歴のない患者の診療情報提供書が届いたと電話連絡があり誤送付が発覚した。謝罪するとともに、返送していただけるとのことで承諾を得た。

- ・医師から患者へ謝罪した。

- ・A 病院へ診療情報提供書を送付した。

○令和 7 年 7 月 14 日(月)

- ・B 病院から誤送付した診療情報提供書が返送され、適切に破棄した。

3 誤交付の原因

- ・医師が診療情報提供書を作成する際、宛先確認を怠ったため。

4 再発防止策

- ・患者から聞き取った書類送付先医療機関の概要を印刷し、患者と共に間違いがないかを確認するよう指導した。

- ・診療情報提供書を作成する際、宛名、住所等の医療機関の複数の情報での確認を徹底するよう指導した。